

障害者活躍推進計画

宮古島市水道事業

令和3年3月

宮古島市水道事業 障害者活躍推進計画

機 関 名	宮古島市水道事業
計 画 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）
任 命 権 者	宮古島市水道事業 宮古島市長
宮古島市水道事業における障害者雇用に関する課題	<p>宮古島市水道事業は、職員総数が45名で内35名が宮古島市からの出向、10名は会計年度任用職員である。</p> <p>水道事業での職員の募集・採用は行っていないため、人事異動での職員の出向でのみ、障害者である職員が、在籍した場合もあるが、これまで大きな問題は生じておらず、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p> <p>今後、障害者の雇用については、水道事業のみではなく、市長部局との連携を図り、宮古島市全体で取組を行う必要がある。</p>
目 標	
採用に関する目標	<p>障害者雇用に関する理解を促進する</p> <p>※定期的な人事異動があるため、障害者に対する理解促進が必要となる。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する	<p>(1)障害者雇用推進者として水道総務課長を選任する。</p> <p>(2)障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3ヵ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>障害等により従来の業務が困難となった者から相談があった場合は、必要に応じて沖縄労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>

<p>3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>(1)職務環境 相談窓口の設置や人事評価面談の際に必要な配慮等の有無を把握し、それを踏まえた検討を行い継続的に勤務できるよう措置を講じる。</p> <p>(2)募集・採用 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定の障害を排除又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることや介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就業支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみ受入を実施する。 <p>(3)働き方 年次休暇や病気休暇などの各種休暇の取得について利用を促進する。</p> <p>(4)キャリア形成 本人の希望を踏まえつつ、教育訓練等への参加を推進しキャリア形成を図る。</p>
----------------------------------	---